

日本心臓リハビリテーション学会審査委員会内規

平成 31 年 3 月 30 日制定 平成 31 年 4 月 日理事会承認

第 1 条（設 置） 「医学研究の利益相反に関する指針」の細則第 8 条 1 項各号のいずれかの措置を受けたものに不服があり、措置の通知を受けた日から 7 日以内に、その者が理事長あて審査請求書を学会事務局に提出した場合に、速やかに上記措置の当否を審査するために、本会に日本心臓リハビリテーション学会審査委員会（以下「本委員会」という）を置く。

第 2 条（目 的） 本委員会は、定款施行細則第 42 条に基づき、会員などの不服申し立てに対して適切に審査することを目的とする。

第 3 条（組 織） 本委員会は、委員長以下理事若干名、評議員若干名、および外部委員 1 名以上の委員をもって組織する。また、委員長が必要と認めた場合、協力員を置くことができる。

第 4 条（委 員） 委員は、理事長が指名し、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。ただし、利益相反委員会の委員は、審査委員会の委員を兼ねることはできない。

第 5 条（委員会） 本委員会は設置以降、すみやかに（30 日以内に）委員会を開催してその審査を行う。本委員会は委員長が招集し、議長となる。但し委員長に事故がある場合は、副委員長がその任に当たる。本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて 10 年間保存する。委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

第 6 条（業 務） 本委員会は、第 2 条の目的達成のために、下記のことを行う。

「医学研究の利益相反に関する指針」の細則に基づいて COI 違反者に対する措置を受けたものに不服があり、措置の通知を受けた日から 7 日以内に、その者が理事長あて審査請求書を学会事務局に提出した場合に、本委員会は、すみやかに（30 日以内に）委員会を開催してその審査を行い、その結果を学会に報告する。

第 7 条（計 画・予 算） 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

第 8 条（決 議） 委員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 9 条（報 告） 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期 委員会へ引き継がなければならない。

第 10 条（改 廃） この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和 1 年 5 月 1 日より施行する